



## 第一章 人と家

### 第一節 家

#### 1 日本のイエと中国の家

伝統中国においても人々は近親者と一緒にまとまって生活をしており、その単位を中国語でも「家」と呼んだ<sup>(15)</sup>。ただ、なまじ同じ漢字を当てる分だけ紛らわしいが、伝統中国の「家」と前近代日本の「家（イエ）」とは相当に内容を異にする。間違ったイメージを抱いたまま話に入って行くと話が混乱するので、最初にその点を明確にしておこう<sup>(16)</sup>。

日本のイエ 伝統日本においては、イエを継ぐという言葉が典型的に示すとおり、イエとはご先祖様から預かり自分の代で守り・盛り立てそして次の世代へと引き継いでゆく対象物、その意味で構成員個人を越えた客観的な組織体を意味する。そしてそのイエは代々担うべき一定の仕事・社会的役割（家業）を持ち、イエの繁栄とはそうした家業の隆盛として意識された。

イエの当主はそうした業務を持った組織体（一種の会社）の運営責任者であり、イエを継ぐとはその当主＝会社社長たる地位の交代・引継ぎを意味する。その地位は長男が継ぐのが通例だが、イエにとっては家業の存続が最大の価値である以上、時に能力主義が血縁の重みを凌駕する。長男が無能な場合には次男以下が当主となり、更には適任者を娘婿に迎えてイエを継がせることもある。また後継者は一人しか置けないので、その他の子供達はその会社の幹部従業員として暮ら

すことになる（「部屋住み」と呼ばれる）。もちろん彼等も結婚して家庭を持つが、上記のような意味でのイエの当主にはなれない。非常に幸運で家業が拡大をしている時には、その子会社あるいは支店として自ら新たなイエ（分家）を立ててその当主となることもあるが、その場合でも分家の役目は本家を助けることにある。

もちろんこうした立派なイエ、語るに足る名の有るイエは古代においては国家上層に限られていた。頂点には天皇のイエがあり、その下には天皇に奉仕することを家業（職）とする貴族達のイエがある。しかし時代が進むにつれ武士達のイエもそれに加わり、しかもその内部に大名のイエ、旗本のイエ以下の階層が作られ、そして近世末期に到るとその動きは一般人民にまで及び、本百姓のイエすらも「田畑家督」を継ぐイエとなる。国制の全体がそこではそうした職務を持つ家々を積み上げた（あるいは頂点側から見れば「吊り下げた」）形で理解され、そして人々はその何処かのイエの中に生まれ、ご先祖様から引き継いだそのイエを守り育て、それぞれにその技（あるいは道）を極め、そして最後にそのイエを次世代に継いで死んでゆく。ここでは社会構成は理想状態において固定しており、人々がおのおの自らの家業を守って生きればそれだけで基本的な秩序は維持されることになる。

中国の家　そして我々はい日本は儒教国であり儒教は家を大事にするので中国の家も当然にこうした性格を持つ（あるいは日本のイエを持つこうした性格は中国から学んだものだ）と想像しがちである。しかしその想像はまったくの間違ひである。

なるほど分割不可能なもの（その代表例が政治支配者としての地位である）が家に結びついている所では否応なく上記日本の如く単子相続制を採る他はないが、帝制中国では政治支配者たる地位は（皇帝一家を除いて）原則的に非世襲である。ここでは職業は家に固定するものではなく、むしろ家を成して生きる人々が自己の生存と富貴を目指して選ぶものであり、官位・官職すらも民の生活の視点から見ればそうした生業の一種であった。ここでは家という漢字は、むしろ血縁の近い者が寄り集まって作る共産的な生活共同体・生活集団それ自体を端的に指し、そしてその生活集団は時が来れば、あたかも細胞が分裂するが如く、より小さな幾つかの生活集団に分かれてゆくものであった。それゆえここでは繁栄とは、伝統

日本の如く企業体としてのイエの隆盛としてではなく、むしろ自己の血を引く人々、彼等から成る生活共同体としての家々が増殖を続け、あたかも蛙の卵が池の底に満ちるが如く、地に満ちることとしてイメージされた。しかしもちろんすべての家がその夢を叶えることができた訳ではない。現実には社会はそうした小さな細胞相互の生き残り競争になる。当然そこには激しい流動的状況が生まれ、社会秩序はむしろそうした家々相互の間で繰り返しの動的に形成され直すべきものとして存在した。

それゆえ、同じようにイエ・家について論ずると言っても、そこで語るべき内容は日本と中国では随分と異なってくる。日本のイエでは、そうした組織体・企業体としてのイエの内部統制のあり方、当主の地位の交代のあり方などが家族法論の主要な話題になる。それに対して中国の家については、生活共同体の生活原理とその共同体の分裂のあり方が問題となる。本節ではその実態を虚心に紹介し、次節で何故そうなるのかの説明を試みる。

## 2 同居共財

伝統中国の家の暮らし方は「同居共財」という史料概念でまとめられる。むしろ逆に、同居共財の生活原理に従って（あるいは縛られて）暮らす近親者の集団のことを中国では家と呼んだ（それが中国語の家の定義である）と言った方が良いほどである。「同居共財」とは、約めて言えば家の構成員全員が一つのお財布で暮らすことであり、敢えて分ければ以下の三つの側面からなる。

収入の共同　第一は収入の共同である。例えば中華民国時期の社会人類学者の楊懋春氏は、自己の故郷である山東省の村の暮らしを以下のように描く。

各人は家全体のために働き生産する。彼が農夫であっても、石工・織工・商人などであっても同じである。家の農場で働く者が家全体のために働くのであることは言うまでもないが、他の特殊な仕事によって得られた収入もやはり家に属する。もし、誰かが彼の得た賃金の一部を留保しておくならば、彼は家長からは叱られ、他のすべての家族員

まり一旦父親に「知らず」とされると、この借金は後述する家産分割を経て子供本人が自己固有の財産処分権を持つまで、支払われる当てが無くなる。上記の諺は、土地売却の如き現時点での財産処分のみならず、借金（弁済義務の設定）のような将来の家族財産に対して負担をかける行為も、父親一人が行えるということの意味している。

そして第三に、後述する家産分割をめぐっても、父親（そしてこの問題については母親や祖父も含む）が生きている内は子供達の側から言い出すことはできず、また父母生前に家産分割を行う（これも後述）場合の決定権も父親にある。ただ同時に、父親だからと言って家産の処分をすべて自由にできた訳ではないことへの注意も必要である。上掲「卑幼私擅用財」条の後段は「若し同居の尊長が、必に分けるべき家財を均平にせざる者は、罪は亦た之の如くす」と述べる。即ち家産分割をするとなったら、家産は兄弟平等に分けなければならない（後述）。父親が自分の好みでそれを不平等にした場合には、子供が家産を勝手に処分してしまった場合と同様に処罰される。

また父親は財産の売却も借財も自由にできるので大規模な贈与をすることは原則として許されないという法意識もあった。確かに前二者と後者とでは違う点がある。財産処分とは土地財産を現金に換える行為に過ぎない。借財したお金も家に一つのお財布に入れられる。そしてその現金をどう使うかについては、「必要に応じて平等かつ公平に」という支出の共同をめぐる原理的な制約がかかっている。それに対して贈与は、父親個人の選択による、皆のお財布の中身の単純な減少である。そして人々の法意識はそれを、父親が皆のものを自分一人の為に使う行為として禁じていた。

以上を総合して言えば、同居共財の家とは、父親に率いられ・代表される近親者が一体となって暮らす生活共同体だと定義できよう。

**同居共財義務の原理性**　そしてこうした家族員の一体的な暮らしぶりは、文章にすると事しいが、例えば家族員皆で田畑に出て働く自作農一家の暮らしを思い浮かべれば殆ど自動的に行われることである。また世界の大部分の若夫婦と赤ん坊の家庭生活も自ずとこれに似た形を取るだろう。そこでは一つのお財布の下で皆が自然に一体となって暮らしている。ただ中国の家の生活原理が同居共財だと敢えて言うのは、こうした生活のあり方が、そうするのが自然な間だけ経過的に現れるというのではなく、むしろそうした自然的な蜜月状態が過ぎた後も原理として厳しく強行される所にある。

まず第一に、この義務は子供の成長・結婚・孫の誕生といったことによっては少しも変化を蒙らない。当然ここでも子供が成長すれば嫁を迎えることになり、そのゆとりがあれば家の中に新婚夫婦の為の固有の居室も与えられる。しかしそうなくても「家」という呼称は従前からある大集団の側が担い、そうした小さなファミリーの側は「房」（家の中にある「部屋」である）と呼ばれる。妻が居ようが子供ができようが、家を単位とする同じカマドの暮らしが続き、彼が得てくる収入はすべて従前からある一つのお財布に入れ、支出もすべてその一つのお財布に仰ぐことになる。やがてはすべての子供達が結婚をし自らのファミリーを持つことになるが、その後もその全体が一つのお財布、一つのカマドの暮らしを続ける義務がある。

第二に、言葉は「同居共財」と言っても、この義務は実際には現実的な同居の有無とは関係ない。何よりも先に例示した「毎年一定の期間、青島で石工をして働く息子」自体が、その期間は家族と同居していない。自活生活を送らざるを得ない以上、青島の地で「彼は賃金の一部を彼自身の用に消費せざるを得ないけれども」、しかし「心の中では、その金が彼のものであるとか、彼の消費するものが完全に彼の思いのままになるものだとかは決して考えていない」のである。人は家族員と一体となって共に富み共に餓えるべき存在である以上、たとえ離れて暮らしていても同居共財の仲間を差し置いて一人だけ贅沢な暮らしをすることは許されない。そしてそれは近隣への短期・単身の出稼ぎだけではなく、もっと長期且つ遠地に（例えば福建から海峡を渡って台湾に）、また上記の房を挙げて移住をした場合でも変わらない。出先で大成功を収め富裕になれば、故郷の家族の生活水準も自分と同程度になるように仕送りすることが期待され、また逆に不運にも零落してしまった場合には、故郷の家族の側が送金をしてその生活を支援することが当然のこととして想定されている。

そして第三に、この義務は、或る意味では驚くべきことに、彼等を束ねていた父親が死んでも変わらない。財産関係面に関する限り、父の死は単に同居共財関係を構成するメンバーの中の一人の逝去に過ぎず、残る家族員間の同居共財状態

は何事も無かったが如くそのまま持統する。そしてその暮らしが持統する以上、父の死によって直ちに誰かが何かを「相続する」といったことも起こらないし、また父のした借財は同居共財の家の借財として継続することになる。

ただ上述のとおり父には家産処分等をめぐって同居共財の家を代表する役割があった。その役割は、父の死と同時に何の手続きも経ることなしに男子兄弟全員に一括して引き継がれる。契約文書の立契者は、「兄弟が未だ家産分割をしていないならば兄弟は共同して証文を作成すべく」、兄弟五人あれば、「五人同時に署押」すべし（『清明集』違法交易「母在与兄弟有分」ということになる。つまり兄弟全員が一つにまとまった形で、亡き父に代わってその家の代表者となるのである。滋賀秀三氏は、こうした兄弟が共同代表する状態の家を「兄弟同居の家」と呼び、それとの対比で父親が生きている家を「父子同居の家」と呼んだ。しかもその兄弟同居の家の兄弟世代が一人死に二人死に最後に全員が死に絶えた場合には、今度は孫の世代の現存する男子全員が一体となってその同居共財集団を代表する役割を担うことになっていた。こうした構造が用意されている以上、誰が死のうが最上位世代の男子兄弟達によって率いられる同居共財の暮らしという形式は何時まででも維持され得ることになる。

### 3 家産分割

同居共財義務を断ち切る手続き このように伝統中国の家では、子供が成長・結婚しても、現実的に別居しても、更には親が死んでも同居共財の絆は断ち切られない。そしてその絆がある限り、人々は家族員と一体となって生きることを義務づけられる。では彼等は一体何時までそんなことをしているのだろうか。

それに対する第一の答えは「何もしなければ何時までも」である。そして実際、時に数世代分、場合によっては百人を超える人々が同居共財の規範の下で一家となって暮らす「累代同居の大家族」の例が現れ、それどころか表面向きはそれが一貫して理想とされ続けた。

しかし実際にはその暮らしを実現することは難しい。兄弟同居の家の段階に到れば、如何に理念としては兄弟全員が

「一心同体」となつて振舞うと言つても、兄弟それぞれの稼ぎは違ひ、また兄弟それぞれが抱えるファミリーの事情も違う。現実問題として種々の不和は避けられない。そこでここには同居共財の義務と共に、同居共財の絆を人為的に断ち切る為の手続きが用意されていた。史料用語では「分析」「析産」「鬮分」「鬮分」「分鬮」「分家」といった様々な呼び名があるが、講学上は「家産分割」と総称される。

家産分割は当然、義務ではない。しかし人口史研究の成果が示すとおり、旧中国の普通の家のサイズは歴代通じて五六口である。<sup>(21)</sup>累代同居の大家族の側こそが、むしろ圧倒的な例外なのである。父母の死後、父母の喪が明けた頃に兄弟の誰かが発議して家産分割が行われるのが、家をめぐる最も普通の展開であった。

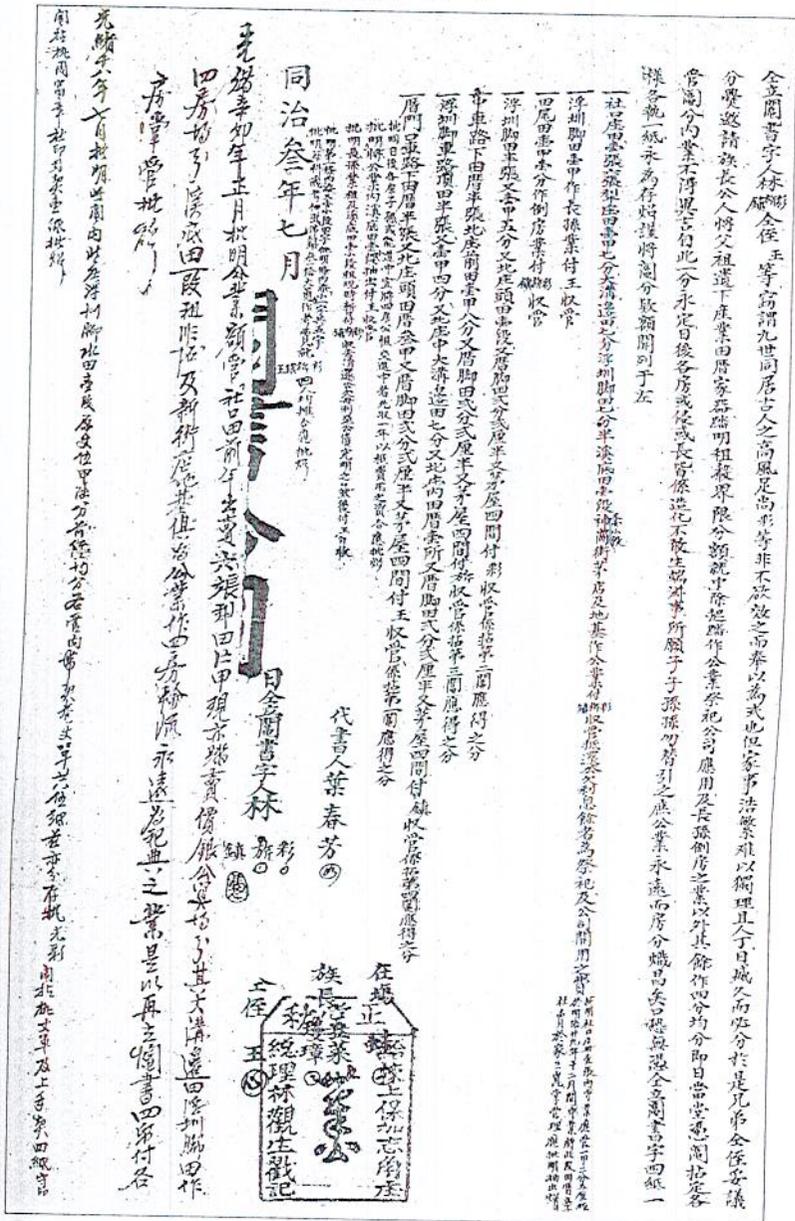
家産分割の手続き 家産分割の具体的手続きは、同族の人々を立会人として招請し、彼等の前で家にあるすべての財産をチェックし、それを価値的に均等になるように分けて家産分割対象者分の数の財産目録を作り、誰がどれを得るかを籤引きで決め、その経緯を契約文書（「鬮書」）の形で残すという形をとる。

図表1に「鬮書」の写真版を一つ挙げた。最初の四行分が序文に相当する部分である。その部分を全訳すれば以下のようになる。

同じく鬮書を立てる人、林彩・林旌・林鎮と姪（おいっこ。既に逝去した兄弟一人について、その息子が伯叔達に立ち交じり家産分割に参加している。後述）の王等。窃かに謂いえらく、九世同居は古人の高風にして尚するに足れり。彩等もこれに倣い奉じて以て式と為すを欲せざるに非ざる也。但、家事は浩繁にして以て独理するに難く、且つ人丁は日に盛んなれば久しくして必ず分かつ。

ここに於いて、兄弟と姪とが分鬮を妥議し、族長公人を邀請（お迎え）し、父祖の遺せる産業・田厝・家器をば租穀界限を踏明して額を分かち、起踏して公業となし祭祀公団に依に用いるべきもの（共有継統・分割除外分）及び長孫倒房の業（家産分割の特例部分）を除く外、その餘を四分となして均分し、即日、堂に当たりて鬮を憑として捻定す。各々鬮分内の業を管し異言するを得ず。

図表1 圖書



三田祐次藏・張炎憲編「台湾古文書集」(南天書局有限公司, 1988年)

この一分して永定してより、日後、各房あるいは没しあるいは長ずるも皆造化にかかれり(お天道様の決めることだ)。あえて端を生じ事を滋(しげ)せず。願う所は子々孫々これを替引するなかれ。庶(あま)うらくは公業の永遠にして房分の熾昌(しちやう)ならんことを。口に憑(よ)証(しやう)憑(しやう)なきことを恐れ、同じく圖書字四紙の一樣なるを立て、各々一紙を執りて永く存証と為す。謹んで圖分の款額をば左に開列す。

冒頭に累代同居が理想だが云々と言いつつ、誤を書くことは殆ど圖書の書式の一部となっており、ついでに類例も挙げておけば「窃(せう)かに惟(ただ)えらく、同爨(せう)齊(せい)家は固(もと)より昔人篤義の高風たり。「しかし同時に」分析し安を遺すも亦た歴來父たるもの恒情たり。兄弟は同胞と曰うと雖も人心合一するを費(たか)うは難し」(乾隆六年徽州許姓圖書「自序」)、「家務紛紜なれば、田氏紫荆の義(兄弟同居を長く続けた故事)に効(たす)うは難し。勉強(むじやう)して同居するを欲すと雖も、尤(も)も反(かえ)って嫌隙を生ずるを恐れる」(「康熙四年休寧胡姓圖書」余弘均序)などがある。どちらの史料からも兄弟同居の家の状態で各ファミリーが平穩裏に同居共財生活を送ることの難しさが窺える。

そして写真版の圖書ではこの序文の後にまず共有継続・分割除外分のリストが三箇条掲げられ、そしてその後誰が第何籤を引きその籤にはどの主要財産が含まれていたかが四箇条列記される。「同治參年七月」という日付の脇に見える漢字の片割れは、おそらくは「圖書合同」という文字列の右側四分の一であり、関係者四名の為に作った圖書四通の同一性を担保するために、折り重ねた文書四通を跨ぐように書いた割り文字の一部である。

兄弟均分の原則　そして兄弟の数分の財産目録を作つてそれを籤引きで選ばせるという方法それ自体が示すとおり、家産は兄弟間で徹底的に均等に分割された。ただ兄弟均分ということの持つ含意については幾つかの追加説明が必要である。まずその第一の含意は、兄弟間では長男や末子といった出生順で差等を付けることもなく、分割対象の財産形成に際しての貢献度も問わず、それどころか嫡子と庶子の間での差別もしないということである。そこでは父の血を引く男子であるという点だけが着目され、その間での絶対的平等が目指され、前述したとおりこの点は当の父親すらも崩せないものとされた。それゆえ伝統中国には伝統日本に見えた「勘当」に正確に相当する制度がない。親の不興をかって追い出され

た息子も、家産分割の時には呼び戻され他の兄弟に混ざって家産分割に平等に与る。ただ何かの理由を掲げて兄弟の中の或る者についてだけ分割分を加算する例は幾つかあった。一つは家産分割時に未婚の者に婚礼費用相当分を多く分けるという慣行であり、これは多くの地域で見られる。後述するとおり婚姻に際しては男家から女家に相当金額の結納金(聘財)が渡される。婚姻が家産分割前であるときは、その費用は当然一家に一つの財布の中から出される(それより他に財布はない)。しかし家産分割後に結婚する場合には、その費用は自分の家の財布から出る場合には、他の兄弟達と同程度の婚礼費用を控除し彼に給することにする。その意味ではこれは兄弟均分の原則に反する例外というより、むしろ均分原則の貫徹と言う方がふさわしい。そしてもう一つは長男(若しくは長孫<sup>ニ</sup>初孫が居る房)に、先祖祀りの主宰費用という名目で、幾らか多く配分する慣行である。ただ単子相続の日本とは異なり伝統中国では先祖祭祀の義務も兄弟全員に均等に課せられるので(後述)、そうした措置をしない地方も多く、また論ずる地域でも論じられるのはせいぜい祭りの呼び掛け人としての負担に過ぎないので額もそれほど多くはない。その意味ではこれも実費分を補うことによって実質的な公平を保つ為の措置と言える。

兄弟均分の第二の含意は、家産分割時点における妻子の有無や多寡をカウントせず、父親直下の兄弟本人にだけ着目し均分を論ずるといふ点である。

ただそうなると面倒なのは家産分割時にその家産を付すべき兄弟本人が既に死亡している時の処理である。まず息子が居ればその息子が繰り上がって、伯叔達と混ざって家産分割に与る。複数居る場合にはその全員がまとまって父一人分の彼を繰り上げる(その手配が整う間、寡婦自身が経過的に亡夫の地位を代位することはある)。そして寡婦も死んでいる場合、更には既に成人したがなお未婚だった場合には、兄弟達がその死んだ兄弟の為に養子を取って同じことをする。要は死後の祭祀の観点から言って息子は居なくてはならない以上(後述)、居なければ事後的にでも作るのである。但し余りに幼

少の内に死んだ場合は、最初から居なかったと考える。

そして兄弟均分の第三の(あるいは裏の)含意は、家産分割に与るのは男子だけであり女子は家産分割に与らないといふことである。女子には固有の家産分割持ち分はない(結婚に際してある程度の持参財産は与えるが、その額は家産分割相当分より相当に低額である)。既に嫁に行った女子は終始問題外であり、また家産分割時に未婚の娘が居る場合には、彼女は娘が独自の「一家」をなすことはない。

父母生前の家産分割 家産分割は典型的には父母が共に死んだ後に行われる。また父母生前に子供達が家産分割を言い出すことは刑罰を以て禁じられていた。<sup>(26)</sup>しかし自分達の死後の息子同士の不和を懼れるなどの動機から、父母の側が発意して生前に家産分割を行うことは認められており、その実例も稀ではない。

ただその場合は家産分割後の父母の生活の問題があるので、経過的な処理が必要になる。まず財産については父母が「養老」「養贍」という名目の財産を留保することができた。「養老田」「養老地」といった土地(一般的にはそれを小作に出して収入を得る)の形を取ることが多い。どの程度留保するかはゼロから100%まで完全に父母側の自由裁量に任せられ、そうして取った残りを兄弟で均分する(100%留保された場合でも、子供達を同居共財義務の範から放つという意味はある)。ただ住居は名義面では分割し尽くしてしまい、その上で自己の望みのままの一室を居室として指定することが多い。衣食の面は、養老地があればその収益で自活することになるが、留保しなかったときは「輪流管飯」といって兄弟が順番に食事の世話をする仕方が採られる。そして父母の死後、改めて父母留保分を兄弟間で均分する。

家産分割後の暮らし このようにして父親に率いられた同居共財の家は通例、父親の死後、「兄弟同居の家」状態を経過的に経た後、やがて家産分割の手続きを以て男子兄弟それぞれを新たな代表者とする小さな家へと分裂する。

もちろん兄弟の血縁の絆がそれで消える訳もないので、こうして家産分割を行った後も、兄弟各家の間で緩やかな互助が道徳的には要請される。しかし鬮書に「この一分して永定してより、日後、各房あるいは浸しあるいは長ずるも皆造化

にかかれり」とあるとおり、本格的な同居共財義務は家産分割によって断ち切れ、生活上の浮沈の単位はそこで一変する。むしろその為にこそ家産分割をしたのである。分けるべき家産が殆ど無い家でも、一定の時期に明示的な家産分割の手続きが取られる所以もそこにある。

ただその分かれてきた小さな家々の暮らし方はと言えば、それもまた同居共財であった。家産分割とは同居共財という生活原理を廃する手続きではなく、同居共財生活をする人間集団の範囲の切り直しである。もちろん家産分割の時点で未婚の男が居れば、彼は取り敢えず単身であり、そこで彼一人の財産というものを語れなくはない。しかしそのことがそれ自体で価値を持つとも、またその状態が続くことが望ましいとも、誰も思っていない。彼もやがては結婚し子供を作り家族と共に同居共財の暮らしを送ることが当然のこととして期待もされ予定もされていた。ここでは人は常にそうして近い誰かと共に同居共財の形で生きるべき存在であり、そうした一体となって暮らす生活共同体こそがここにおける財産所有の標準的な「主体」であった。

## 第二節 人

### 1 分形同気の血縁観

**統一的な説明の試み** 伝統中国の家はこのような個性ある形をしていた。我々の目から見て特に不思議なのは以下の三点であろう。まず第一に、家族員全員の共産的生活がどうしてそこまで徹底して求められるのか（特に累代同居の大家族か、それと上述の家族員間の共産性・平等性の強調とはどのような関係にあるのか。第三に、父死後における男子兄弟間の平等性（またそれと裏腹にある女子の排除）の根拠は何か。異文化の人間から見るとこれだけ不思議に見えることでも、当人達にとっては特段の説明が必要なことではなかったら

しく、伝統中国文献の中には却ってこれらの点についての改まった説明は存在しない。しかし漢民族の家は時代を超え地域を超えて概ねこの形で運用されていた以上、そこに何らかの一貫した筋道があったことは明らかである。そこで近代の研究者達の側で、この実務の背後にある「原理」を探究し、それを体系立てて復元提示する試みが行われてきた。現在の代表的な説明は、滋賀秀三「中国家族法の原理」（一九六七年）の議論である。滋賀氏は伝統中国（漢民族）特有の血縁観「人間観」に着目し、家族関係に見える各種の特殊な現象をその血縁観の各種の現れとして徹底的に位置づけ尽くし、この問題をめぐって長きに渉って行われてきた様々な論争の殆ど全部にケリを付けてしまった。その意味で同書は世界の伝統中国家族法研究史上の画期をなし、現在でも殆ど決定的と言って良いほどの影響力を持っている。まず最初に滋賀氏に従って伝統中国の血縁観を見てみよう。

**分形同気** 滋賀氏はそこにある親子観を説明する際に「分形同気」というキーワードに着目する。典型的な史料例は以下の二つである。

父子は至親たり、形を分くるも氣を同じうす（唐、杜祐「通典」）。

父子は一気たり、子は父の身を分けて身と為す（明、黄宗義「明夷待訪録」「原臣」）。

どちらにも共通するのは「気」という言葉である。気は中国哲学の中核概念の一つであり、或る思想史の小辞典はそれを以下のように説明する。<sup>(27)</sup>

（1）気は元来、空気状のものを指して言い、具体的には人の鼻や口を通じて出入りする氣息、自然現象としての風（大気）や霧・雲の類、また湯気・蒸気などを氣として認識した。そして気は天地の間に遍満して流動変化するとともに、人の身体の中にも充ちていて、人の体内の氣と外界の氣とは同一共通のものであると考えられた。

（2）気は天地の間および人の体内に充ちているだけでなく、天地そのものおよび人の身体その他あらゆる物を形成する素材であり、かつ氣が生命力や活動力の根源であると考えた。人の五官の機能や感情・欲望・意志等々の身体的・精神的な作用も、すべて氣によって生ずるものとした。

(3) 陰気と陽気(基本的な性格としては、明るくて動的な気と暗くて静的な気)あるいは五行(ごぎょう、木火土金水)の気という2種類あるいは5種類の気を考え、その結合・分離・交代・循環などによって、事物の異同や生成・変化の諸相を説明した。

(4) 多様な気の本となる元氣(根源の一气)を考え、元氣による万物の生成を説いた。

後二者は哲学史的展開(前者は陰陽五行説、後者は陽明学)なので暫くおき前に就いて言えば、気とは万物を構成するエネルギーを帯びた粒、人間に即して言えば生命の素のようなものと考えられる。上掲二史料が言うことは、父と子は物理的形狀は違うがその生命の素を同じくする、子は父のそれを分けて自分を形作っているという考えである。そして親と子とは同じ生命の分肢であり、そして家とはそうした同気の仲間とその配偶者が共に暮らす状態であると言え、確かにそれだけで家の共産性の基礎は殆ど説明できたのと同じになる。本来的に一つの生命体であるならば、共に富み共に餓える暮らしを送ることは当然のことである。その中でこっそりと自分一人の利益を考えることは殆ど生命の本質に反することであり、またそうとなれば、家産分割などせずに延々と一体となって大家族で暮らす方が自然な選択ということになる。

父親等の専権性の基礎 では中国の家に見える父親の専権性の局面は、この分形同気の血縁観との関係でどう位置づけられることになるのだろうか。

まず滋賀氏本人のする議論について言えば、氏は土地売契に父親が売手として現れることに着目し、まずは家産の所有権は父親にあるとした上で(また同じく兄弟同居の家についても兄弟達による家産の「共有」状態だと捉えた上で)、家産分割割合の変更や一定以上の贈与など父親にもできないことがあることを、男子兄弟達による承継期待権(父の死後には現存家産の兄弟の数分の一の得分権を、そしてやがて家産分割が行われた際にはその所有権を当然に得られるという期待)が父親の所有権を掣肘している状態として説明する。

確かに妻や女めかけは同居共財の共産的生活を享有するが、財産処分や家産分割をめぐっては出る幕がない。共産必ずしも共

有ではない。その差を埋める論理は必要であり、そこで男子に限って所有権という概念が持ち込まれることに理由が無い訳ではない。しかしこうした説明方法がどれほど当時の家のあり方に適合的なのか、また分形同気という考え方に本当に馴染むのかについては、なお検討の余地が残っているように筆者には感じられる。

まず何より、前節末尾で触れたとおり、そこでの人の暮らしの基本形は同居共財である。家産処分の決定権は父親にあるにしても、売買の結果得たその代金もまた家の為に設けられた「一つの財布」の中に入れられ、そしてそのお金は平等且つ公平に皆の為に使われる。家産をめぐる利益を享有するのは常に同居共財家族全体であり、そして父親の権能に対する制約が示すとおり、全員の同居共財生活の代表者という立場を踏み越える判断はどれも排除される。父親でも個体的な利害関心の介在は許されない。そして自分固有の個体的利害関心を持つことが許されないのは、元より子供達も同様である。結局、同居共財生活の中では誰もが密かに全体とは別のことを考えてはいけない。そこにある一体性とは、全員が全体のことを考え心一つにして(それを「同心」と呼ぶ)暮らすような状態、全員の人格までもが一体化した状態なのである。父親の権能を制約しているのは、子供達の承継期待権というより、家産すべてにかかっているこの個体的意思の排除の考えである。さて、個人的な意思の存在が想定されない場所で、個人を核とする権利論を組み立てる余地(意味と必要)があるのだろうか。

そこで改めて父親(父死後は男子兄弟全員)の専権性をめぐって問われていた内実は何かを整理すれば、そこで問われていたのは、個体分立を想定した上での所有権の所在や承継期待権による掣肘ではなく、むしろ家族員全体がそのような仕方で一心想体化していることを前提とした上で、その一つの意思の対外的表明者 $\parallel$ その一体的生命体の「口」に誰がなるかという「代表権」及びその代表権の「継承順位」の問題であったことに気がつく。

そこで誰が全体をまず代表するか。分形同気の考え方に従えば、家族員は父親の気を分けて生まれた存在、オリジナルとコピーの関係である。オリジナルが生きている内はコピーの出る幕は無い。かくして出発点には父によって残る全体の意思が代表される状態が置かれる。あるいは同居共財家族は一つの生命体 $\parallel$ 一つの細胞であると言っても、分形同気の考

え方に基づけば、その細胞の中には父親が細胞核の如き形で位置を占めている。ついでその父親が死ぬと、彼から氣を受けて生まれた兄弟全員がその細胞核の位置に立つ。そこでもまず最初に想定されるのは、兄弟相互間での同心状態である。彼らが「一体となって」全体の「口」になる。しかし現実には複数の口があればその口は別のことを語り出す。<sup>28</sup>やがては家産分割が提議され、そして兄弟一人一人を細胞核（口）とする新たな細胞の並立が生まれる。家産分割とは言わば細胞分裂であり、その分裂した細胞核の一つ一つに均等の家産が付いてくるのである。

そして『大清律輯註』は、「卑幼私擅用罪」条が何故尊長による家産分割の不公平と、卑幼による家産の勝手な売買とを同列に罰するのにかについて、「家政は尊長に統ずるも、家財は則ち公物に係れり。故に尊長の不公平は卑幼の私擅用財物の罪と相同じくして少しも加減ざる也」という注釈を加えている。上記の説明に対応させれば、家族員全員が溶け込んで一体となっている状態が「公」、誰であれ、それに背いて自分一己の利益を考えたり、自分一己の好悪を差し挟むこと（不公平にすること）が「私」ということになる。家財は公物、即ちそうして一体となって生きる家族員皆の物である。<sup>29</sup>父親の専横性をめぐる話題については、これで説明は尽きてしまう。少なくとも父親の個人所有権に男子兄弟の承継期待権（未来の個人所有権）が対抗しているといった議論をする必要までは無い。<sup>30</sup>

## 2 祖先祭祀との関係

祖先祭祀の基本財産としての家産 では兄弟均分や女子の排除についてはどのような説明が可能だろうか。滋賀氏の議論の第二の大きな貢献は、血縁をめぐる分形同気の考え方が同時に祖先祭祀のあり方を強く規定していることに着目し、そこから家産分割をめぐる諸問題に新たな整理の道筋を付けた点にある。即ち、滋賀氏は次のような史料記述に着目する。神は非類をうけず、民は非族を祀らず（『春秋左氏伝』僖公十年）。

鬼神は其の族類に非ざれば其の祀をうけず（『春秋左氏伝』僖公三十二年）。

死後の祭祀は同気の間、即ち自己の人格の継承者によって行われなければ行いう意味が無い。祖先祭祀とは、延々たる

氣の連鎖の中で、現に生きている最上位者が、自分以下の同気者を率いて、これまでに死んだ同気の祖先達を祀る作業である。生ける人はそれを行う義務があり、そしてその自分もやがては死んで、同気の子孫達の手によって祀られる側に回る。父と子とはこうした「祀り祀られる関係」にある。

そして滋賀氏は、血脈に従って流れまた別れゆく家産の第一の意味を、そうした祖先祭祀、及びそれに向けた家族生活の為の基本財産という点に置く。確かにそうとなれば、父親といえどもそれを個人用途で消費してしまつて良い訳もない。また父死後は兄弟が一体となって祭祀を執り行う以上、家産は兄弟同居の家によって所持される。そしてやがて兄弟が同居共財を解消する段になつても、男子全員が同じく父親の氣を引いて生まれた以上、男子全員に同等の祖先祭祀義務がある。むしろその義務の同等性があるからこそ、家産は兄弟間で均分されるのである。

男の一生 男性はこうした流れの中で一生を送ることになる。まずは父親が健在の最初のステージでは同居共財家族の中の無権利な息子役を演ずる。ついで父の死によって他の男子兄弟達と一体となって兄弟同居の家の代表者となる。そして家産分割が行われれば自分自身が父親役としてその新しい同居共財の家の代表者となる。そして万事がうまくゆけばその頃には彼の下には男子がいて無権利な息子役をやっている。こうして氣の流れが続いてゆく。

## 3 女性が占める位置

氣の流れ論と女性 としてこうした祖先祭祀論を踏まえてはじめて伝統中国の家の中における女性の地位（相当に多面的である）の十全な説明も可能になる。

まず第一に、単純に対父親関係だけを論ずるなら、男子も女子も選ぶところは無い。女子も父親の氣を、そして父親の氣のみを受け継いでこの世に生まれる（それ以外の人間の生まれ方はここには無い）。出生後、同居共財の家の完全な家族員の一人として遇される所以もこの「同気」性にある。

ただこの理解を逆側から表現すれば、男子も女子も出生に際して母親の氣は一切受け継がないということでもある。実

際、生殖における女性(母)の役割については、好んで「種と畑」の比喩が用いられた。父親は種であり母親は畑である。子供の健全な生育の爲には畑の重要性は明らかだが、畑が違うからと言ってキュウリが茄子になる訳ではない。あるいはそこには子宮という考え方はあっても卵子という考え方が欠けていた。すべての人間は精子が成長してできあがる。

それゆえ自己の気を受けて生まれた女子が成長し、やがて嫁いで子供を産むにせよ、そこで生まれた子供は(男子も女子も)夫の気のみを受け継ぐ。実家側から見れば女子は言わば氣の流れの行き止まりであり、自家の氣の将来への持続(祭祀者の生産)には貢献できない存在、やがては他家に嫁いでその他家の氣の継承について働きをなすものである。女子が家産分割に与らない理由はそこから導かれる。

女の一生 かくして先の男性にならって、女性の法的地位の全体像を簡単に示せば以下のようになる。

まず出生から結婚するまでは、前述したとおり、父(父死後は兄弟)を核とする同居共財家族の正式の一員としての暮らしが続く。ただいづれ嫁にゆくべき存在であることは常に意識されており、また未婚段階で家産分割されてしまった時には、前述のとおり一時的に兄弟の誰かの家に居候し、時期が来れば兄弟全員で支度を調べて誰かの所に嫁がされる。

結婚後(夫の生前)は、父子同居の家において子供の人格が父親に吸収され「父子一体」となる如く、妻の人格も夫に吸収されて「夫妻一体」となる。滋賀氏は説明する。ただ一体といっても、父が生きている限り子供の発言権が実際上は殆ど無いのと同様に、妻の発言権は最初は義父に、ついで夫の発言権の陰に隠れて表に出る幕はない。

妻が法の世界に現れるのは専ら夫の死後、寡婦としてである。まず律が「祖父母父母が在す」限りと明記するとおり、母親が生きている限りは家産分割を子供側から言い出すことはできない。父母生前の家産分割まで含めて、家産分割の決定権は母親が保持する。また家産処分をめぐる代表権については、繰り返し述べてきたとおり、父親が死ねばその時点で男子兄弟全員の手に移る。しかしそれでも実際に家産処分となれば母の同意が必要とするのが一般的な法意識であり、また実際、母が生きていれば、あるいは子供と並んで売手の筆頭人として、あるいは「主盟(契約の主宰者)」といった立会人の形で契約書の中に姿を現す。ただ最後に、これも上述したとおり、男子がいなければ養子を迎える実質的義務が寡

婦には課せられ、また別の男と再婚すれば前夫の家産については完全に無権利状態に置かれる。寡婦が持つ地位は終始、夫の後を継ぐ男子と共に暮らす母子同居共財集団の中で尊長たる母親が持つ地位と言うのがふさわしい。

そして最後に女性も逝去する。自己の死後、祀りに当たっては夫の氣を引く子供全員(必ずしも彼女の実子とは限らない)から夫とセットで(夫の配偶者として)祀られる。これが「夫妻一体」の完成状態である。

男の一生と対比してみれば一目瞭然のとおり、女性の一生は彼女の生む女子とすら連鎖をしない。父親の氣を引いてこの世に生まれ、夫と一体化して一回一回終わる。

以上、同居共財の家の背後にはこのような血縁観(親子観・夫婦観)が存在した。あるいは同居共財の家と男の一生・女の一生はこのような仕方でも組み合わさっていた。ただすべての基礎にあるのがこうした「分形同氣」の血縁観だとすると、話は決してこれだけでは終わらない筈である。

### 第三節 宗

#### 1 宗と姓

宗 分形同氣の血縁観に従えば、親子は同じ氣、兄弟も同じ氣になる。しかも幾世代経ても他の氣は混ざらないなら、父親と祖父も同氣であり、ということは祖父と自分も同氣である。そして父と父の兄弟も氣は同じとなれば、自分と伯叔も氣は同じ筈であり、更にはその伯叔の生んだ子供(日本語の所謂「いとこ」)も自分と同氣である。そして子供の無い人間は居ても親の無い人間は居ない以上、祖先方向でこの話は幾らでも遡り得、そしてそれに従ってその共通祖先から下り来る同氣の子孫の範囲も果てしなく横に広がってゆく。この血縁観を採ったが最後、そこには途轍もない大きさを持つ同氣者の大集合をイメージしない訳にはゆかず、そして実際、伝統中国人はその集合を意識した。その集合を古典中国語では「宗」と言う。

姓　そして「宗」という言葉を知らない人でも「姓」という言葉は知っているであろう。中国語の「姓」とはこの同宗者が同じく名乗る名前を指す。そしてこのように言えば中国の「姓」と日本の「名字（苗字）」との素性の違いも明らかとなる。

日本の名字とは、本章冒頭で見た日本式の組織体・家業を持つ経営体としてのイエの名称、即ち現代日本式に言えば一種の会社名である。それゆえ伝来の家業のある（あるいは「名のある」）イエにしか名字は無く、また会社名である以上、その会社への加入に力点を置くようになればなるほど、結婚すれば嫁も婚家の名字を名乗るといふ話になる。そして江戸時代では通常の商家は自己の名字を持たないが、他面、大きな商家は紀伊国屋といった「屋号」を持ち、それをあたかも武家の名字の如き仕方を用いた。それが違和感なく可能になるのは、名字の方がもともと一種の屋号（会社名）であるからに他ならない。それに対して中国の姓は、気に対応する名称である。誰もが気を父親から受け継いで生を享ける以上、姓は人間誰もが持つものであり、且つ原則として終生変わらないものとされる。

女性にとつての宗と姓　ただ分形同気論の中において女性が微妙な位置に置かれたのと同様に、この「宗」「姓」についても女性は両義的な位置に置かれた。まず自然的な帰属について言えば、彼女も父の気を承けて身となす以上、生物学的には父の宗の一員である。実際、彼女は父と同じ姓を持ち、且つ結婚後も父の姓を捨てない。李姓の女子は張姓の男に嫁いだ後も「李氏」と呼ばれ、あるいはせいぜい夫姓を頭に冠して「張李氏」と呼ばれる。ただ社会的帰属あるいは祭祀面について言えば、未婚女子は最初から生家の祭祀には関与しない（つまり社会的帰属の面は持たない）。結婚すると夫と共に夫の祖先を祀り、また自分の死後は夫と共に夫の子孫達から祀られる。つまり女性は夫宗の一員という形ではじめて社会的帰属を持つ。それに伴い結婚後は夫の宗の内部の人間と新たに礼制上の関係（後述）を生じ、また父宗の人々との礼制上の関係は少しだけ軽減されることになる。

## 2 他宗者との関係

同宗と同姓　宗は血縁集団の一種ではあるが、実際に関係が確認できるのは系譜がたどれるごく近い部分だけなので、現実には宗の全体は気の考えが生み出した観念的集合、同姓といううすがを通じてはじめて繋がりを論じうるような人間関係であった。そして李や張といった姓はそれぞれ人口の十数%居ると言われているので、清代中期の中国の人口三億人をベースにしても、それぞれの宗のメンバーは論理的には数千万人居るといふことになる。とても社会集団として現実に関係をするという話にはならない。

しかしそうした観念的な集合であるにもかかわらず、姓というラベルを通じて宗は人々の社会生活の現実に影響を及ぼしていた。同宗（同姓）と否とが日常生活において機能する代表的局面は二つある。

同姓不婚　その第一は「同姓不婚」、同姓の男女は結婚できないという原則である。血縁が濃い人間同士の交接を忌む近親相姦のタブーは世界中の何処にでもある。しかし我々においては父母の血が混じり合うことを通じて、血縁は次第次第に薄くなる。ところが伝統中国では分形同気の論理に従って男系血統に連なる男女の気は百%同じであり、系譜的に幾ら遠ざかっても薄まらない。同宗の男の生んだ女子は、こと気に限って言えば、すべて自分の姉妹と同じ位置に立つ。そこで同姓の女子を娶うこと全部が忌避の対象となる。

ただこれについては「同姓不同宗」という言い抜けの余地が常に用意されていた。忌むべきは同気者である。そして確かに姓は気＝宗に対応するが、姓の種類には限りがあり、別の気＝宗なのに偶々同じ姓・同じ漢字をラベルとして選んでしまったケースというのもあるに違いない。その場合には同姓であっても同宗ではない。だから結婚しても大丈夫な筈である。そして実際、慣行調査によれば同性婚の例は幾らでもある。

異姓不養　そしてもう一つは「異姓不養」、異姓の者を養子に取ることはできないというタブーである。先に見たとおり「神は非類をうけず、民は非族を祀らず」（春秋左氏伝「僖公十年」）であり、祖先祭祀は同気の男子が行ってはじめて意味を持つ。養子は基本的に祭祀の為に取るものである以上、養子は絶対的に同気の子供、しかも「昭穆（しょうぼく）世代の並び・排行）が相当な者」の中から取らなければならない。ただ幸いに分形同気の考え方に基づけば、そうした同気の者は捜せ

# 嗣據

立嗣據程方氏親族  
 早已逝世本支乏人承嗣今邀公親族等議定昭穆  
 相任之輩查有五服之外思叔公之孫德瑛公之長孫誠  
 峻之子福保堪為長子端臨嗣子自嗣之後任憑  
 余昭管撫養與本支無干俟村家福保所生之長  
 子仍歸本支此係三面議定恐後無憑及悔恐後無憑  
 立此嗣據存照

計開  
 光緒二十六年三月吉日立嗣據程方氏  
 誠治 德越 信中 意  
 方仰雲 許建中 陳松之 陳梅如 曹仰韓 壽

親族  
 代筆 曹仰韓 壽

河南南汝光兵備道等文書 No. 26 「嗣據」(東京大学東洋文化研究所蔵)

ば幾らでも居た。  
 養子を取る手続きは「過繼」「過房」と呼ばれ、一般的には関係する同族が会同し「嗣據」や「継書」等と呼ばれる文書を作成した。図表2に一例を示す。

……長子の端臨は早く既に逝世し人の承嗣する乏しきに因り、今、親属等を邀同(迎えて一緒に)して議定す。昭穆相佐の輩、查すれば五服の外、恩牧公の孫……誠峻の子・福保あり。長子の端臨の嗣子と為すに堪う。嗣してより後、憑に任せて余が昭管撫養し、本支と干する無し。将来福保の生む所の長子を俟ちて仍お本支に帰す。……

過繼を行えば生家における継承者としての地位一切を失う反面、養子先では家産分割の局面まで含めて完全に実子と同じ地位を得る。

ただこの養子についても、伝統中国には、以上のような家産分割に与る正式の養子(「嗣子」とは別に、労働力収容や恩養的な目的で行う事実上の養子制度が存在した。それを「養子」と呼び、それを取る手続きは「乞養」と呼ばれた。当然そこには異姓不養の制約はかからない。養子の待遇・内実はケース毎に様々であり、情愛

が深まった挙げ句に結局、嗣子・実子同然の待遇を与えられてしまう(姓までも変えてしまう)ケースもあれば、終始家内奴隷同然の待遇を与えられるケースまでがあった(後述)。

### 3 同宗者間の関係

以上は宗の異同に即した内外の区別だが、同宗内、同宗者相互の関係についても大きく分けて二系統の関係理論、規制原理があった。

**尊卑長幼** その第一は尊卑長幼の分である。宗は気に着目した集団である。そしてその気は上の世代から下の世代に一方的に引き継がれてゆく。自己より上の世代は、自己に氣を流し込んでくれた世代として「尊」であり、自己より下の世代はそれとは逆に私を尊ぶべき「卑」である。また自己と同世代についても出生の順序はあり、自分より先に生まれた者は尊ぶべき「長」であり、自己より後に生まれた者は逆に私を尊ぶべき「幼」である。自己より上位にあるものを合わせて「尊長」と呼び、下位にあるものを「卑幼」と総称する。同気者相互の間には一人残らず必ずこうした上下の関係があることになる。

そしてそうした上下関係は日常交際の儀礼に反映するだけではなく、同宗者同士で傷害事件等を犯した時の刑罰加減という形で、国家刑事裁判制度上、刑法典上にも反映されていた。即ち刑法典は傷害等について、加害者・被害者が赤の他人同士(それを「凡人間」と呼ぶ)である場合の刑罰を定めると同時に、被害者が加害者の尊長親属である場合には加等した刑罰を、被害者が加害者の卑幼親属である場合には減等した刑罰を規定している。およそ同気の間柄である限り、同じことをしても刑罰は必ず相互で異なることになる。

**親疎** 第二は「親疎」の別である。百%同気と言っても、自分と父親との関係と自分の遠縁の同気者との関係とが全く同じだとは、伝統中国人達もさすがに考えなかった。親と子、夫と妻の関係を近しきの一方の極に置き、そこから広がる一定範囲の同宗者について血縁の近さ・遠さを程度を分けて論じようとした。しかも行おうとすることは西洋法におけ

図表3 五服の図

正服之圖		本宗九族五	
凡姑、姊妹、女及孫女在室、或已嫁、被出而歸服、并與男子同。出嫁而無夫與子者、爲兄弟姊妹及姪、皆不杖期。	凡姑、姊妹、女及孫女在室、或已嫁、被出而歸服、并與男子同。出嫁而無夫與子者、爲兄弟姊妹及姪、皆不杖期。	凡嫡孫、父卒、爲祖父母承重。服斬衰三年、若爲曾高祖父母承重、服亦同。	凡男爲人後者、爲本生親屬孝服皆降一等、本生父母亦降服不杖期、父母報服同。
父母	父母	父母	父母
曾祖	曾祖	曾祖	曾祖
祖	祖	祖	祖
族	族	族	族
堂	堂	堂	堂
姑	姑	姑	姑
姊妹	姊妹	姊妹	姊妹
姪	姪	姪	姪
子	子	子	子
孫	孫	孫	孫
曾孫	曾孫	曾孫	曾孫
元孫	元孫	元孫	元孫

大清律例卷二諸圖・喪服圖「本宗九族五服正服之圖」(『中国珍稀法律典籍集成』丙編第一冊)

る親等法に類似するが、ここでは近き・遠きの程度を一親等・二親等の如く系譜を順番に辿った数値の形で示すのではなく、興味深いことに、その相手の人が死んだ場合に自分が服すべき喪の形式という形で概念した。

**服制** 喪の種類の、①斬衰三年、②齊衰三年、同・杖期(二周年)、不杖期(二周年)、五月、三月、③大功九月、④小功五月、⑤緦麻三月の五つを基本とし(以上を「五服」と総称する)、更にその外側に「袒免」という最も軽い喪の形を考え、その外は「無服」となる。斬衰云々は、第一に喪服のスタイルの呼称であり、重い喪形式であるほど、服装の装飾が粗末になる。また齊衰については期間によって内部に諸段階がある。期とは一年間の意味であり、杖期とは杖を一つ一年間(悲しくて杖でも無ければとても立ってられないという意味)、不杖期とはそれ無し的一年間を指す。

そして誰に対してどういう喪服関係に立つかは、自己を中心として同心円的に低くなるという所までは一般的に言えるけれど、そこに様々な配慮が付け加わるので機械的には決まらない。そこで実際には、自己を中心とした親属関係図を描き、相手親属が死んだ場合に服すべき喪の種類を相手の箇所に書き込む仕方で示された。それを喪服図と呼ぶ。喪服図は自己の生まれた宗内部に関する「本族の図」(「本宗九族五服正服之図」。図表3に示したもの)を基本とするが、上述のとおり女子は婚姻によって夫宗の準構成員になり、また男子も妻や母方の一定範囲の親属に対して何ほどの喪義務を持つので、それらの広がりに対応する「妻が夫族の為に服する図」「妻が家長族族の為に服する図」(夫が服する服と同じか一等低い)、「出嫁女が本宗の為に服を降すの図」(女は出嫁すると本宗に対しては大体二等減、「外親服図」「妻親服図」(妻方や母方の一族が死んだときの服リスト)、「三父八母服図」(嗣子と継父母との関係)といった各種の図が作られた。

喪服図は客観的な家系図とは異なり、常に自分を中心の「己身」の位置に置いて見る図である。基本的には人間誰もがこの場所を立て、未婚および出戻り女性も同じこの図を用いる。服の程度を見れば、直系系統は少しく乱れがあるが、基本的には己を中心として同心円的に服が低まる形で作られている(とりわけ傍系親に顕著である)。またほぼ上下対照である(別に尊長方向に対してだけ重い訳ではない)点も注意すべきであろう。

**刑罰加減の実際** そして先に述べた刑罰加減は、まず尊長か卑幼かで加重か軽減かの方向を決め、次いでここで見た喪

制(親疎の度合い)によって加減の程度を決めていた。

そうした刑罰加減の規定例は、「大清律例」の刑律人命の中の「謀殺祖父母父母」「謀殺故夫父母」「夫毆死有罪妻妾」「殺子孫及奴婢凶頼人」条、刑律鬪殿の「妻妾毆夫」「同姓親屬相毆」「毆大功以下尊長」「毆期親尊長」「毆祖父母父母」「妻妾与夫親屬相毆」「毆妻前夫之子」「妻妾毆故夫父母」条、その他、刑律罵詈や刑律犯姦の中に各種見られるが、一、二例示すれば以下のような形をとる。なお律例の引用文中の丸括弧( )で示した文字列は「小註」と呼ばれる原注であり、原文では細字双行の形で文中に挿入されている(以下の律文の引用箇所何処でも同様である)。

刑律鬪殿「同姓親屬相毆」条。「凡そ同姓親屬の間柄の者が相手を毆つた場合には、五服が既に尽きた範囲において、尊卑の名分がなお存在している以上、尊長が(卑幼を犯した)場合には、凡人間の鬪殿の罪より一等を減じ、卑幼が(尊長を犯した)場合は、一等を加える(但し元の刑罰が流罪の者の場合は、この件で一等加等して死罪にするということはしない)。元の刑罰が死罪の場合は(尊卑長幼を論ずることなく)、すべて凡人間の場合と同じに論ずる(鬪殺の者は絞にし故殺の者は斬にする)。」

刑律鬪殿「毆大功以下尊長」条の一部。「凡そ卑幼が本宗及び外姻の總麻兄弟を毆つた場合(毆つただけで即座にこの罪に問う)は、杖二百。小功兄弟を毆つた場合は、杖六十徒一年。大功兄弟を毆つた場合は、杖七十徒一年半。相加える。……若し(本宗及び外姻の)尊長が卑幼を毆つた場合、折傷以上の場合は、凡人間の鬪殿の罪に各々二等上の場合でも、相手が總麻(の關係に立つ卑幼者)の場合には、折傷以外のケースについては罪を論じない。折傷以上の場合二等を減じ、大功(の卑幼者)の場合は三等を減ずる。凡人間の時の罪より一等を減じ、小功(の卑幼者)の場合の如く赤の他人同士(凡人間)の加害に関する一般規定の存在を前提に加減の程度を等数の形で規定する仕方もある。」

れば、後者の如く刑罰の重さを直接に規定する仕方もある。存在を前提に加減の程度を等数の形で規定する仕方もある。

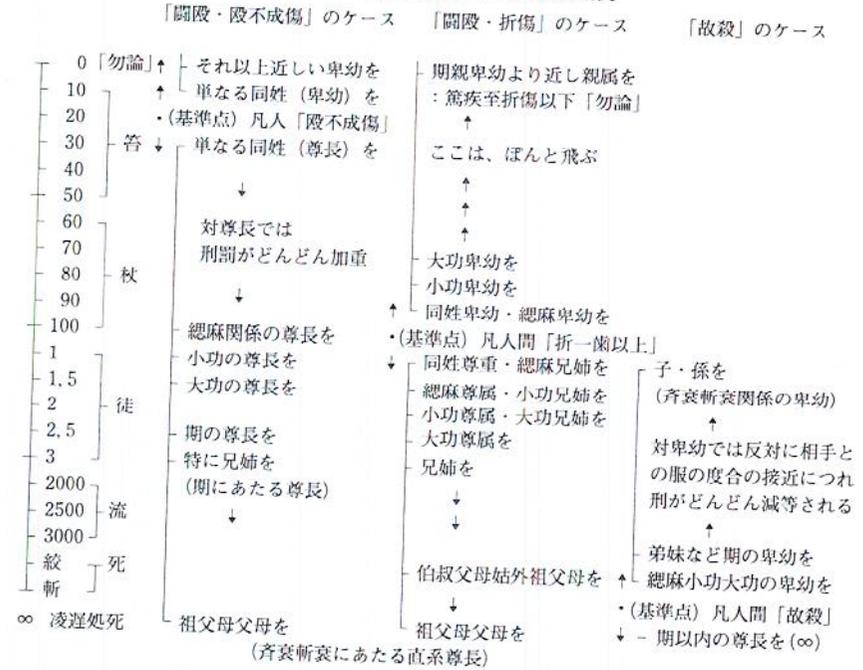
刑罰体系についての基礎知識 律例や裁判について何も論じていない段階で突然、律文が出て来て困惑するだろうが、

既に存在し機能している秩序の全体を語ろうとする以上は幾らかのフライングは避けられない。まずここで刑罰体系の説明を簡単に行っておこう。

刑罰は五刑が基本になる。<sup>(32)</sup>五刑とは、①「笞」刑(二十・三十・四十・五十の五等)、②「杖」刑(六十・七十・八十・九十・一百の五等)、③「徒」刑(一年・一年半・二年・二年半・三年の五等)、④「流」刑(二千里・二千五百里・三千里の三等)、⑤「死」刑(絞・斬の二等)の五種の刑罰であり、内部の等数を総計すれば二十等になる。そこで五刑二十等の刑罰体系とも呼ばれる。笞刑・杖刑はどちらも笞(材質は木)叩きであり数字は叩く名目的な回数を示す(実際の回数については執行時に各種の読み替えが行われることが多い)。徒刑は一省内の他州県へ有期で流謫する刑罰であり(流謫先での処遇は時期により変化する)、執行開始に際して杖刑も併科される。流刑は犯罪者の本籍地から所定の遠さの省に追いやりそこで保護観察下で生活させる無期刑である。各省毎に流刑先が距離別に個別に規定されており、シベリアの如き特定の流刑地があった訳ではない。死刑の絞と斬は処刑方法の違いであり、首を絞めて殺す前者に較べて首が切断される後の方が遙かに重い刑罰だと考えられていた。なおこの五刑の他に、杖刑と徒刑の間に「枷号」(日中は首かせをして城門の前に晒し者にし夜は収監する刑罰である。笞杖刑に月単位で付加される)が、また流刑と死刑の間に「充軍・発遣」(過酷な形態の流刑)が、そして死刑の上に更に「凌遲処死」(親殺しといった場合用の特別に残酷な死刑方法)が設けられている。そしてここで注意すべきは、こうした各種の刑罰が用途別に使い分けられるのではなく、むしろ単純に重さ順に並んでいると考えられていたことである。特にメインの五刑部分は、律の中では悪性を反映する二十の日盛りを持つ一本の物差し(の如き仕方)で扱われていた。

そして律例は、犯情を細かく分けてその悪行それぞれに一義特定の重さの刑罰を予め法定し尽くす、それぞれの悪行をその悪性に応じて上記の五刑二十等の刑罰目盛りの上に落とすという発想の下に作られていた。その意味では律例とは膨大な犯罪刑罰対象早見表のようなものだと考えても構わない(この点についての詳しい説明はまた第六章で行う)。そしてその犯情の重要な一構成要素として、加害者・被害者間の親屬關係が考慮の中に入っていた。その意味において、なかなか

図表4 尊長卑幼間での刑罰加減例



\* 「殴不成傷」の系列：刑律闘毆「同姓親属相殴」「殴大功以下尊長」「殴期親尊長」「殴祖父母父母」  
 \* 「折傷」の系列：刑律闘毆「殴大功以下尊長」「殴期親尊長」「殴祖父母父母」  
 \* 「故殺」の系列：刑律人命「謀殺祖父母父母」

か定量的には論じがたい尊卑親疎の感覚が、量刑の程度という形で成文法上に表示されるという興味深い展開になっている。

刑罰加減の程度の例示 図表4では、尊長と卑幼間での刑罰の加減の様子を例示すべく、軽い方について「闘毆・殴不成傷」「殴りて傷を成さず」のケース、中間段階について「闘毆・折傷」のケース、重い方で「故殺」のケースの三つについて、被害者との血縁関係に従って刑罰がどれほど加減されるかを図示してみた。これを見れば、尊長と卑幼とに分けて加減がなされ、その加減の程度が服制に従うことが一目瞭然である。そして「殴りて傷を成さず」、即ち最軽微な暴行であっても、相手が兄弟の場合であれば徒三年、祖父母父母であれば斬(意図的な殺人)の場合であっても減等がなされ、特に自分の子や孫であれば殺人なのに徒一年で済んでしまう。後に見るとおり、

兄弟喧嘩の類であれば実際には「律に依れば両当事者とも庇に責處すべけれど、ただ昆弟の間、情は法を掩う。姑く寛にして亦深究を免ず」云々と言って口頭で叱るだけで済ませたり、適当な重さの笞杖刑を科して済ます実務が大部分であり、この条文がそのまま実行されていたと考える必要はない(そう考えると却って事態の理解を過つ)が、それにしても極端なほどの加減が原則として想定されていたことは驚くばかりである。

身分が持つ意味 そして前述したとおり、長幼の部分まで入れれば、同宗者間には平等・対等であるケース自体が一つとして存在しない。その上下関係に依りて厳しい差別が(しかも近しいほど激しい形で)法定されている。そこにあるのは紛れもない身分社会である。ただその「身分」が他の歴史社会で見るとは少し違った性格を持っていることに注意が必要である。

まず第一に、身分と言ってもそれは組織内における絶対的な位置の話ではなく、五服の図に明らかとなり、終始「己」を中心とする相対的な関係の束である。また家系図式に系譜関係を論ずる場合も、確かに礼制上は「嫡庶」の觀念の話にはならない(それゆえ家系図式に図を書いても生まれながらに「端っこ」ということは無い。誰もが言わば「直系」なのであり、書こうと思えば自分を宗の輪の中心に置いた図を何時でも書ける)。また尊卑長幼の序はなるほど逆転しようもないが、時が移れば(自分より年寄りや段々と死ぬので)己の立つ位置は相対的に上昇し、長生きさえすれば最後には誰もが最上位に立つことができる。

また第二に、ここでの身分関係は家ではなく宗を基準にすべて成り立っている(家産分割の前と後で服は基本的に変化しない)。換言すれば、身分と言っても日常生活の態様や具体的な組織内の統制・秩序維持とは必ずしも一致しない。身分差別の背後にあるのはむしろ分形同気の原理、人間存在についての彼等なりの根源的な理解である。

第三に、当たり前だが、こうした身分差は宗の外の人には一切関係が無い。国制的には民相互は「凡人間」が基本であり、政治的には一君万民の世界である(なおその例外として階層的・国制的な身分制たる「良賤」対比があるが、その点につい

ては後述する)。

身分と言っても社会的な位置や役割の固定ではない。ただ人間である以上は誰もが誰かを親としてこの世に生まれる他はない。そしてその親も同様に誰かの子として生まれ、また自らも子供を産めばその親になる。すべての人間はそうした「文脈」の中で存在する。ここにあるのは、そうした血縁文脈内での位置関係から生まれる議論である。<sup>(33)</sup>

しかも血縁をめぐっては親属相互の上下差別の契機と並んで、同気にも裏打ちされた親属相互の強い連帯感も同時に存在した。そこには本流と傍流の区別すらもない以上、すべての男子にとっては始祖以来の蕩々たる気の流れのまっただ中に生まれ落ち、そして自己の周囲には膨大な同気の仲間(即ち兄弟)が親疎を分けつつ同心円的に広がっているという晴れ晴れと開けた感覚の側こそが人生の基本となる。そしてそこに科挙を通じた高位高官への出世の余地、更には革命を起こして自らが皇帝になる余地までもが加わっている。身分といっても、社会的な身分制が持つ固定性や閉塞感とは無縁である。

家と宗の關係 章の最後に前節までに見た家と、本節で見た宗の位置關係を確認しておこう。

まず両者が同心円的な關係に立っていることは自明である。それどころか「有史以来一度も家産分割をしなかった家」というものを考えてみれば、それは「宗」と全く同じものになる筈である。そして分形同気イデオロギーが求めることは常にそうした一体的な生存の側であり、一旦分かれた後も、どこかで分裂作業を止めれば同居共財の範圍は再びどんどんと拡大し、やがては累代同居の大家族に至る筈のものであった。

しかし現実には繰り返し繰り返し人為的に家産分割が行われ続け、平均戸口数五、六名ほどの小さな家の分立状態が常にリアルな社会の姿となる。家産分割の直接的な動因は結局は兄弟達のエゴイズム、そのエゴイズムを捨てて現に一体となって暮らすことの難しさにある。ただ逆にエゴイズムと言ってもその方向は個人単位までは行き着かない。その細分化にも中国の家という硬い限界があった。そこにあるのは「個家エゴイズム」の世界というのがふさわしい。

ではそうした個々の家々は、どのような経済的基礎の上に暮らしを立てていたのだろうか。次章ではその主要な形態を検討する。

## 第二章 生業と財産

### 第一節 管業

#### 1 土地売買の頻度

土地売買の背景 耕地面積が一定量を割ってしまえば、その一家が百姓仕事だけで自活してゆくことは難しい。そこで前近代日本の農民達は、子供可愛さに田畑を子供達に均等に分けてしまうことを「田分け」と呼んで忌み、むしろ一人の跡継ぎに全部の土地を譲り経営体の持続を目指すことを基本とした。<sup>(34)</sup>しかし伝統中国では前章に見た論理に従って家産は兄弟間で均分される。当然その結果として一方には困窮して土地を手放す家が、他方には運氣を捉えて上昇しそうした土地を集積する家が生まれることになり、その間で土地は激しく売買された。

中国における土地売買の頻度については、唐鶴徴の「細民の興替は不時にして田産の典売は甚だすみやかたり。諺に云う、「千年の田、八百の主」と。虚言に非ざる也」(「天下郡国利弊書」原編第七冊「常鎮」といった記事が有名である。そしてこの諺はさすがに大げさにしても、土地売買の頻度が想像外の激しさであったことは別の史料から実証できる。それが図表5である。

売買頻度を示す史料 この図の正体は後述するが、ここでは清代台湾の幾つかの農地が売買を通じて一筆の土地に集約されてゆく過程を示した図と考えて欲しい。丸数字で示される各結節点には土地売買文書があり、売手と買手の姓がその

(3) 陰気と陽気(基本的な性格としては、明るくて動的な気と暗くて静的な気)あるいは五行(ごぎょう、木火土金水)の気という2種類あるいは5種類の気を考え、その結合・分離・交代・循環などによって、事物の異同や生成・変化の諸相を説明した。

(4) 多様な気の本となる元氣(根源の「気」)を考え、元氣による万物の生成を説いた。

後二者は哲學史的展開(前者は陰陽五行説、後者は陽明学)なので暫くおき前に就いて言えば、気とは万物を構成するエネルギーを帯びた粒、人間に即して言えば生命の素のようなものと考えられる。上掲二史料が言うことは、父と子とは物理的形質は違うがその生命の素を同じくする、子は父のそれを分けて自分を形作っているという考えである。

そして親と子とは同じ生命の分枝であり、そして家とはそうした同気の仲間とその配偶者が共に暮らす状態であると言え、確かにそれだけで家の共産性の基礎は殆ど説明できたのと同じになる。本来的に一つの生命体であるならば、共に富み共に餓える暮らしを送ることは当然のことである。その中でこっそりと自分一人の利益を考えることは殆ど生命の本質に反することであり、またそうとなれば、家産分割などせずに延々と一体となって大家族で暮らす方が自然な選択ということになる。

父親等の専権性の基礎 では中国の家に見える父親の専権性の局面は、この分形同気の血縁観との関係でどう位置づけられることになるのだろうか。

まず滋賀氏本人のする議論について言えば、氏は土地売契に父親が売手として現れることに着目し、まずは家産の所有権は父親にあるとした上で(また同じく兄弟同居の家についても兄弟達による家産の「共有」状態だと捉えた上で)、家産分割割合の変更や一定以上の贈与など父親にもできないことがあることを、男子兄弟達による承継期待権(父の死後には現存家産の兄弟の数分の一の得分権を、そしてやがて家産分割が行われた際にはその所有権を当然に得られるという期待)が父親の所有権を掣肘している状態として説明する。

確かに妻や女(め)は同居共財の共産的生活を享有するが、財産処分や家産分割をめぐっては出る幕がない。共産必ずしも共

有ではない。その差を埋める論理は必要であり、そこで男子に眼って所有権という概念が持ち込まれることに理由が無い訳ではない。しかしこうした説明方法がどれほど当時の家のあり方に適合的なのか、また分形同気という考え方に本当に馴染むのかについては、なお検討の余地が残っているように筆者には感じられる。

まず何より、前節末尾で触れたとおり、そこでの人の暮らしの基本形は同居共財である。家産処分の決定権は父親にあるにしても、売買の結果得たその代金もまた家の為に設けられた「一つの財布」の中に入れられ、そしてそのお金は平等且つ公平に皆の為に使われる。家産をめぐる利益を享有するのは常に同居共財家族全体であり、そして父親の権能に対する制約が示すとおり、全員の同居共財生活の代表者という立場を踏み越える判断はどれも排除される。父親でも個体的な利害関心の介在は許されない。そして自分固有の個体的利害関心を持つことが許されないのは、元より子供達も同様である。結局、同居共財生活の中では誰もが密かに全体とは別のことを考えてはいけない。そこにある一体性とは、全員が全体のことを考え心一つにして(それを「同心」と呼ぶ)暮らすような状態、全員の人格までもが一体化した状態なのである。父親の権能を制約しているのは、子供達の承継期待権というより、家産すべてにかかっているこの個体的意思の排除の考えである。さて、個人的な意思の存在が想定されない場所で、個人を核とする権利論を組み立てる余地(意味と必要)があるのだろうか。

そこで改めて父親(父死後は男子兄弟全員)の専権性をめぐって問われていた内実は何かを整理すれば、そこで問われていたのは、個体分立を想定した上での所有権の所在や承継期待権による掣肘ではなく、むしろ家族員全体がそのような仕方で一心同体化していることを前提とした上で、その一つの意思の対外的表明者としてその一体的生命体の「口」に誰がなるかという「代表権」及びその代表権の「継承順位」の問題であったことに気がつく。

そこで誰が全体をまず代表するか。分形同気の考え方に従えば、家族員は父親の気を分けて生まれた存在、オリジナルとコピーの関係である。オリジナルが生きている内はコピーの出る幕は無い。かくして出発点には父によって残る全体の意思が代表される状態が置かれる。あるいは同居共財家族は一つの生命体として一つの細胞であると言っても、分形同気の考

(3) 陰気と陽気(基本的な性格としては、明るくて動的な気と暗くて静的な気)あるいは五行(ごぎょう、木火土金水)の気という2種類あるいは5種類の気を考え、その結合・分離・交代・循環などによって、事物の異同や生成・変化の諸相を説明した。

(4) 多様な気の本となる元氣(根源の二氣)を考え、元氣による万物の生成を説いた。

後二者は哲学史的展開(前者は陰陽五行説、後者は陽明学)なので暫くおき前に就いて言えば、気とは万物を構成するエネルギーを帯びた粒、人間に即して言えば生命の素のようなものと考えられる。上掲二史料が言うことは、父と子とは物理的形狀は違うがその生命の素を同じくする、子は父のそれを分けて自分を形作っているという考えである。

そして親と子とは同じ生命の分肢であり、そして家とはそうした同気の仲間とその配偶者が共に暮らす状態であると言え、確かにそれだけで家の共産性の基礎は殆ど説明できたのと同じになる。本来的に一つの生命体であるならば、共に富み共に餓える暮らしを送ることは当然のことである。その中でこっそりと自分一人の利益を考えることは殆ど生命の本質に反することであり、またそうとなれば、家産分割などせずに延々と一体となって大家族で暮らす方が自然な選択ということになる。

父親等の専権性の基礎 では中国の家に見える父親の専権性の局面は、この分形同気の血縁観との関係でどう位置づけられることになるのだろうか。

まず滋賀氏本人のする議論について言えば、氏は土地売契に父親が売手として現れることに着目し、まずは家産の所有権は父親にあるとした上で(また同じく兄弟同居の家についても兄弟達による家産の「共有」状態だと捉えた上で)、家産分割割合の変更や一定以上の贈与など父親にもできないことがあることを、男子兄弟達による承継期待権(父の死後には現存家産の兄弟の数の一の得分権を、そしてやがて家産分割が行われた際にはその所有権を当然に得られるという期待)が父親の所有権を掣肘している状態として説明する。

確かに妻や女よめは同居共財の共産的生活を享有するが、財産処分や家産分割をめぐっては出る幕がない。共産必ずしも共有ではない。その差を埋める論理は必要であり、そこで男子に限って所有権という概念が持ち込まれることに理由が無い訳ではない。しかしこうした説明方法がどれほど当時の家のあり方に適合的なのか、また分形同気という考え方に本当に馴染むのかについては、なお検討の余地が残っているように筆者には感じられる。

まず何より、前節末尾で触れたとおり、そこでの人の暮らしの基本形は同居共財である。家産処分の決定権は父親にあるにしても、売買の結果得たその代金もまた家の為に設けられた「一つの財布」の中に入れられ、そしてそのお金は平等且つ公平に皆の為に使われる。家産をめぐる利益を享有するのは常に同居共財家族全体であり、そして父親の権能に対する制約が示すとおり、全員の同居共財生活の代表者という立場を踏み越える判断はどれも排除される。父親でも個体的な利害関心の介在は許されない。そして自分固有の個体的利害関心を持つことが許されないのは、元より子供達も同様である。結局、同居共財生活の中では誰もが密かに全体とは別のことを考えてはいけない。そこにある一体性とは、全員が全体のことを考え心を一つにして(それを「同心」と呼ぶ)暮らすような状態、全員の人格までもが一体化した状態なのである。父親の権能を制約しているのは、子供達の承継期待権というより、家産すべてにかかっているこの個体的意思の排除の考えである。さて、個人的な意思の存在が想定されない場所で、個人を核とする権利論を組み立てる余地(意味と必要)があるのだろうか。

そこで改めて父親(父死後は男子兄弟全員)の専権性をめぐって問われていた内実は何かを整理すれば、そこで問われていたのは、個体分立を想定した上での所有権の所在や承継期待権による掣肘ではなく、むしろ家族員全体がそのような仕方で一心得体化していることを前提とした上で、その一つの意思の対外的表明者としての「口」に誰がなるかという「代表権」及びその代表権の「継承順位」の問題であったことに気がつく。

そこで誰が全体をまず代表するか。分形同気の考え方に従えば、家族員は父親の気を分けて生まれた存在、オリジナルとコピーの関係である。オリジナルが生きている内はコピーの出る幕は無い。かくして出発点には父によって残る全体の意思が代表される状態が置かれる。あるいは同居共財家族は一つの生命体としての細胞であると言っても、分形同気の考